

平成 22 年 6 月 10 日

大 磯 町 政 策 課

大磯町第 5 次行政改革大綱策定に向けての基本方針

世界的な不況の波が日本経済を直撃し、景気の先行きに不透明感が拡がる中、雇用不安や消費の冷え込みは未だ解消の兆しを見せていません。加えて少子高齢化の進展に歯止めがかからず、税収不足など本町の財政状況はよりコンパクトさを増しています。国では地方公共団体が直面している財政難の現状を踏まえ、地方交付税総額の大幅な増額を決定しましたが、依然として地方の歳出規模に対する税収不足を補うものとはなっていません。

また、平成 19 年 4 月に施行された地方分権改革推進法においては、地方公共団体は行政及び財政の改革を推進するとともに、行政の公正の確保及び透明性の向上並びに住民参加の充実のために必要な措置を講じることが求められています。

本町の行政改革は、昭和 62 年の第 1 次行政改革大綱に始まり、以来 3 回にわたり改定を行ってきました。

平成 15 年度からの第 3 次行政改革においては、事務事業の見直しに加え、職員数の削減や職員給与の引き下げ等により人件費を大幅に圧縮する等、合理的、効率的な行政運営に努めてきました。

これに続く平成 20 年度から 22 年度までの第 4 次行政改革においても、積極的な行財政改革を推進し、地域主権型社会に対応した持続可能な行財政システムを構築するため、引き続き、事業の統廃合を始め、組織・機構の整備改善、職員定数の適正化などを実施し、町民本位の質の高い行政サービスや、透明性の高い簡素かつ効率的な行財政運営の確立に向け取り組んでいます。

しかしながら、CO₂25%削減の及ぼす影響や将来人口の減少、少子高齢化の進展、環境対策、社会保障費の増大など、従来の社会システムの維持が困難となっており、新たな時代に対応した社会構造への転換やコンパクトなまちづくりへの進展などが求められています。

こうした中、環境・観光・教育、そして防災といった重点施策を積極的に推進し、“元気な大磯”の実現を目指し、今まで以上に簡素で効率的・効果的な行政運営はもとより、中長期的な財政見通しと民間経営の観点に立った不断の改革を実行し、良質で充実した町民サービスを提供していく必要があります。また、職員一人ひとりが、自分に何ができるか、何を求められているかを考え、行動に移していくためにも、職員の意識改革を含む行政改革の歩みをここで止めるわけにはいきません。

そこで、今後の行財政改革の指針とするべく、「第 5 次行政改革大綱」を策定し、選択と集中による持続可能な行財政改革を進めてまいります。

1. 計画期間

計画期間は、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 カ年間とします。

2. 計画策定体制

- (1) 庁内機関である「大磯町行政改革推進本部」及び町長の諮問機関である「大磯町行政改革推進委員会」での審議を中心に、全庁的な取組により進めます。
- (2) 行政改革推進本部には、必要に応じて専門部会を設置します。

3. 策定要領

- (1) 第 5 次行政改革大綱は、第 4 次行政改革大綱における成果と課題を考慮するとともに、大磯町行政改革推進委員会及び町民の意見等を踏まえた見直しを図ります。
- (2) 併行して策定する大磯町第 2 次財政健全化計画及び大磯町第 3 次定員適正化計画との整合を図り、より実効性のある計画とします。
- (3) 各年度の具体的な取組内容を示した実施計画を策定し、計画期間（平成 23 年度～平成 27 年度）中、毎年度見直しを行います。
- (4) 大綱及び実施計画を策定したときは、広報やホームページ等を通じて町民に公表し、進捗状況についても適宜周知を図ります。

4. 計画の位置づけ

